

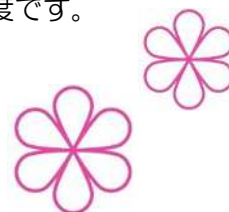
●令和3年度●

瑞穂市 一般不妊治療費助成金を申請されるかたへ

一般不妊治療費助成金交付とは

不妊症の治療のうち、保険外診療の人工授精に関する治療を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

※特定不妊治療を受けたかたでも一般不妊治療の申請が可能です。



一般不妊治療とは

不妊症の治療のうち、保険外診療の人工授精に関する治療等（体外受精及び顕微授精を除く）です。ただし、次の（１）～（３）に該当するものは除きます。

- （１）夫婦以外の第三者からの卵子または胚の提供による不妊治療
- （２）代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- （３）借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）

助成対象者

次の条件すべてに該当するかた

- （１）一般不妊治療の開始時点において夫婦（事実婚を含む）であるかた
- （２）治療期間及び申請日のいずれにおいても夫もしくは妻のいずれか一方（事実婚を除く）、または両方が市内に住所を有するかた（ただし夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で一般不妊治療助成事業に係る申請を重複して行っているかたを除く）
- （３）夫婦の市民税・県民税課税証明書（※）の合計所得金額が、730万円未満であること
（所得金額は、給与所得控除後の金額から一律8万円、雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・障がい者・特別障がい者・勤労学生控除を差し引いた額）
（※）4月・5月の申請は令和2年度（令和元年分）
6月～3月の申請は令和3年度（令和2年分）

助成の額と助成対象期間

自己負担額（領収金額）の2分の1の額で、一年度に5万円が限度額です。

助成期間は、治療開始月から継続する2年間となります。

ただし、前の住所地で既に助成を受けている場合は、その助成金額・期間を含みます。

第二子以降も同様に助成対象となります。

（例1）令和3年3月診療分から2年間助成を受けたかたの場合

| | | | | | | |
|-----|------------|---|------------|------------|---|------------|
| 診療月 | 令和3年 3月 | ～ | 令和4年 2月 | 令和4年 3月 | ～ | 令和5年 2月 |
| 助成額 | 5万円 | | | 5万円 | | |

（例2）令和3年10月診療分から2年間助成を受けたかたの場合

| | | | | | | | | | |
|-----|-------------|---|------------|------------|---|------------|------------|---|------------|
| 診療月 | 令和3年 10月 | ～ | 令和4年 2月 | 令和4年 3月 | ～ | 令和5年 2月 | 令和5年 3月 | ～ | 令和5年 9月 |
| 助成額 | 2万円 | | | 5万円 | | | 3万円 | | |

申請期日

令和3年3月1日から令和4年2月28日までにを行った診療分

⇒ 令和4年3月31日（木）までに申請してください。

※期日を過ぎると申請受付はできませんので、早めに申請をしてください。

申請書類等

- 一般不妊治療（人工授精）助成事業申請書
- 一般不妊治療（人工授精）助成事業受診等証明書
- 一般不妊治療（人工授精）助成金請求書
- 申請しようとする治療にかかる領収書の原本（明細書がある場合は、明細書も持参）
- 夫及び妻の住所が確認できる書類（住民票など）…※
- 夫及び妻の前年の所得を証明する書類（詳しい控除額の内容が分かる所得課税証明書など）…※

・令和3年4月・5月の申請⇒令和2年度（令和元年年分）

・令和3年6月～令和4年3月の申請⇒令和3年度（令和2年年分）

※住民票・所得課税証明書等については、申請書の同意欄に記入があり、市で確認できれば省略できます。

申請と助成の流れ

申請書類等を市役所健康推進課へ提出 → 審査（助成の可否）及び金額決定 → 決定通知書を郵送
→ 助成可となったかたへの助成金振り込み

問い合わせ先

申請手続きなど、不明な点がございましたらご相談ください。

瑞穂市役所 健康推進課 TEL 058-327-8611

